

■県民税配当割

この税は、株式会社等から上場株式などの配当等の支払を受ける際に課税されるものです。



県内に住所を有し、株式会社等から上場株式などの配当等の支払を受ける個人が、その株式会社などを通じて納めます。



支払を受ける配当等の額の5%（このほかに所得税（国税15.315%）が課税されます。）



配当を支払う株式会社等が、毎月分を翌月10日までに申告し、納税します。
源泉徴収選択口座に受け入れた配当等は、翌年の1月10日までに申告し、納税します。

◎ 市町村への交付

県に納められた県民税配当割の59.4%が、県内の市町村に対して交付されます。

■県民税株式等譲渡所得割

この税は、一定の特定口座（源泉徴収口座）における上場株式等の譲渡にかかる所得等について、支払を受ける際に課税されるものです。



県内に住所を有し、証券会社等から特定口座内（源泉徴収有りを選択したものに限り。）で上場株式などの譲渡益の支払を受ける個人が、その証券会社等を通じて納めます。



支払を受ける株式等譲渡益の額の5%（このほかに所得税（国税15.315%）が課税されます。）



証券会社等が、年間の損益を通算し、年間分を一括して翌年の1月10日までに申告し、納税します。

◎ 市町村への交付

県に納められた県民税株式等譲渡所得割の59.4%が、県内の市町村に対して交付されます。